

令和5年4月30日

ご回答

特定非営利活動法人消費者支援かながわ  
理事長 武井 共夫 様

ツリーベル株式会社  
代表取締役 森田晋平



令和4年12月21日付け申入書について、以下のとおりご回答申し上げます。

記

1. 会員規約 20 条について

令和5年4月24日付で以下の通り改訂いたしました。

第20条(賠償責任)

1. 当店内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について、当社に責に帰すべき事由がない場合、当社は一切の損害賠償の責を負いません。会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、当店の施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

2. 会員は紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、会員に故意、過失がある場合、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

2. HP 上の記載について

令和5年4月24日付で以下の通り改訂いたしました。

Q. キャンセルはどうすればよいですか？

A. アプリから簡単にキャンセルができて打席料を1回分お戻しします。但し、2時間を切ったキャンセルは打席料を1回分お戻ししません。

以上